

2024年度 法科大学院

第1期入学試験問題

4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(論文式)

試験時間合計 80分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙は2種類あり、それぞれ受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従って正しく記入してください。
5. 必ず〔民事訴訟法〕の解答は〔民事訴訟法〕の解答用紙に、〔刑事訴訟法〕の解答は〔刑事訴訟法〕の解答用紙に、記入してください。また、必ず解答用紙の解答欄に一つずつ記入してください。解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

XがYを被告として提起した売買代金1,000万円の支払請求訴訟において、Yは、Xに対する1,000万円の貸金債権の存在を主張し、この債権を自働債権として相殺の抗弁を提出した。審理の結果、受訴裁判所（以下「前訴裁判所」という。）が次の1と2の判決をし、その判決（以下「前訴判決」という。）が確定した後に、Yは、Xを被告として、前訴判決の相殺の抗弁の自働債権である貸金債権1,000万円の履行を求める訴え（以下「後訴」という。）を提起した。この場合、後訴を審理する裁判所（以下「後訴裁判所」という。）は、前訴判決の既判力をどのように考え、どのような審理をするべきかを説明しなさい。

- 1 前訴裁判所は、両債権の存在が認められると判断し、相殺の抗弁を認めて、Xの請求を棄却する判決が確定した。
- 2 前訴裁判所は、Y主張の相殺の自働債権は500万円の限度で存在すると認め、その限度で相殺の抗弁を認めて、YはXに500万円を支払えとの判決が確定した。

[刑事訴訟法]

被告人は、「令和5年6月1日午後7時頃、東京都新宿区新宿〇丁目〇番〇号のA方において、同人所有の高級腕時計（時価約10万円相当）を窃取した。」として起訴された。

被告人は、第1回公判の罪状認否において、「私は、A方において高級腕時計を窃取したことはありません。しかし、同日午後9時頃、同所付近において、知人であるBから、盗品であるかもしれないと思いながらも、金2万円で、その高級腕時計を買い受けました。」と主張した。また、弁護人の意見も、被告人と同様とのことであった。

その後の公判で、別件窃盗事件で勾留中のBの証人尋問が実施され、Bは「令和5年6月1日午後8時頃、東京都新宿区新宿〇丁目〇番〇号のA方付近の路上において、高級腕時計を拾いました。同日午後9時頃、同所付近において、被告人と会い、『路上で高級腕時計を拾った。やばい品物かもしれないから、格安の金2万円で売ってやる。』と言って、売却しました。」と証言した。

裁判所は、Bの証人尋問の結果を踏まえ、被告人の主張どおり、被告人はA方から高級腕時計を窃取したのではなく、知人Bから盗品であるかもしれないと思いながら買い受けたものである、との心証を得た。

以上の事実を前提として、以下の設問1、設問2について論じなさい。なお、必ず、刑事訴訟法の条文を引用して論ずること。

[設問1]

裁判所は、窃盗の訴因のまま、盗品等の有償による譲受けの罪で被告人を有罪とする判決をすることができるか。

[設問2]

窃盗の訴因のままでは有罪とすることができないとした場合、Bの証人尋問終了後、検察官から訴因変更請求があった時、裁判所はこれを認めることができるか。